

ツキノワグマ出没注意報等発表規程

平成 29 年 7 月 6 日
改正 令和 8 年 4 月 1 日
自 然 保 護 課

(注意報等の発表基準)

第 1 ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領（以下「要領」という。）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定める注意報等の発表基準について、次のとおりとする。

(1) 注意報の発表基準

要領第 3 条（2）の「出没件数が多いとき」とは、原則として直近の 10 日間におけるツキノワグマの出没件数が、5 件を上回ったときを基本とする。

(2) 警報の発表基準

要領第 4 条（1）の「出没件数がより多いとき」とは、原則として直近の 5 日間におけるツキノワグマの出没件数が、15 件を上回ったときを基本とする。

(3) 特別警報の発表基準

要領第 5 条（2）の「人身被害の発生が多いとき」とは、原則として直近の 5 日間におけるクマによる人身被害が 2 件発生したときを基本とする。

(発表時期)

第 2 要領第 3 条、第 4 条及び第 5 条の注意報、警報及び特別警報（以下「注意報等」という。）の基準に該当すると認めるときは、速やかに発表するものとする。

(注意報等の発表対象地域)

第 3 注意報等を発表する区域は、原則として県内全域とするが、要領第 6 条第 2 項に規定する区域を限定する場合は、地域連携事務所単位とする。

(注意報等の発表期間)

第 4 要領第 6 条第 3 項に規定する注意報等の発表期間は、原則として次のとおりとする。

(1) 要領第 3 条及び第 4 条に規定する注意報等の発表期間は、原則として 11 月 30 日までとする。

(2) 要領第 5 条に規定する特別警報の発表期間は、原則として発表した日から 1 か月間とする。

(注意報等の発表の周知)

第 5 要領第 7 条に規定する関係団体等は、青森県猟友会、青森県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県りんご協会、青森県養蜂協会、青森県森林組合連合会、青森地域広域事務組合消防本部、弘前地区消防事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、五所川原地区消防事務組合消防本部、十和田地域広域事務組合消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、中部上北広域事務組合消防本部、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部、三沢市消防本部、つがる市消防本部及び青森県山岳遭難防止対策協議会とし、当該団体には傘下の組織への周知を依頼するものとする。